

東日本国際大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東日本国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

法人の目的は寄附行為第 3 条に、大学の使命・目的、教育目的及び学部の人材養成の目的は大学の個性・特色である「人間力の育成」を反映し、学則第 2 条に具体的に明文化し、簡潔に文章化している。

人材養成の目的を具体化するための指針として、全学、経済経営学部、健康福祉学部ごとに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を設け、学生便覧、ホームページ、大学案内に掲載し学内外に周知している。

建学の精神に基づき地域・社会に貢献し得る人材を養成するため、時代の変化に対応して学部の再編成やコース制の見直しを行っている。

建学の精神、使命・目的及び人材養成に関する目的を踏まえ、2 学部 2 学科を設置し、11 の研究所・センターを有している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、全学レベル、学部レベルで策定し、学生募集要項、ホームページ、オープンキャンパス等において周知している。

教職協働による学修支援は、教務委員会、学生委員会、「障害学生支援委員会」等を通じて全学的に整備し、キャリア支援は、キャリアセンターとキャリア形成委員会が行い、学生サービス及び厚生補導は、学生部、学生委員会、衛生委員会、「障害学生支援委員会」等が協働して行っている。

校地、校舎、体育施設等を適切に整備し、多様な授業形態に対応できるように、講義室、演習室、実習室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング室等を設置している。

学生生活・学修環境に関する満足度調査、授業改善アンケート、卒業時アンケートを実施し、学生からの意見・要望を聴取した上で改善を図っている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえた全学レベル、学部レベルのディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定めている。カリキュラム・ポリシーは、全学レベル、学部レベルで策定され、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。教養科目、共通基礎科目、専門科目に分類し体系的編成が分かるように履修系統図を学部ごとに作成・公開している。

一つの学期ごとの学修成果を「Ideas (つかむ)」「Connections (つなぐ)」「Extensions (つかう)」の3段階で評価する「ICE モデル」を採用し、学生自身も学修成果を把握できるようにしており、長期的な学修成果は、ジェネリックスキル測定テスト、学生の意識調査、卒業時アンケート等により把握し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、適切に運用している。

「基準4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための仕組みを規則に基づき整備し、補佐体制として副学長を2人配置している。

学部・学科構成に応じた教員を適切に配置し、専任教員数及び教授数は、設置基準で定める各学科及び大学全体に必要な数を充足している。

FD(Faculty Development)については、FD委員会が企画するFD・SD研修会のほか、教授会の前時間帯を活用した「マイクロFD」を実施している。職員の資質向上を目的として規則に基づき、SD(Staff Development)を実施し、加えて、職員と教員が一体的に対応する教職協働の観点が必要であるとの認識のもと、FD・SDを合同で実施している。

専任教員には個室の研究室を整備し、教員の研究活動に関連する不正等を防止することを担保するため、研究倫理規程等を制定し、運用している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は私立学校法等の関連法令に基づき、教育機関としての経営基盤を確立し、組織の管理と運営を適切に行い、寄附行為に基づいて、最高意思決定機関としての理事会と諮問機関である評議員会を設置し、法人の目的達成に向けた管理運営体制を整え、法人部門と教学部門の連携強化のために法人・大学協議会を設けている。

法人全体の過去5年間の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はプラスで推移し、収支のバランスもとれており、財務状況は概ね安定している。

監事は、監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施し、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

会計監査は、監事による監査、公認会計士による監査を適正、厳正に行い、加えて、内部監査室を設置し、業務活動の改善向上に努めている。

〈優れた点〉

○文部科学省大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学・高専機能強化支援事業」等、複数年にわたり外部機関の選定事業・補助金に採択・選定され、外部資金の獲得を積極的に行っていることは評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針として機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3階層において学修成果を検証することを示したアセスメント・ポリシーを策定し、教務委員会、学部の教授会、大学協議会、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会によるアセ

メントを行っている。

エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有するとともに、ホームページにより社会へ公表している。

大学運営としての内部質保証は、法人の中期計画に教育の質保証に関連した GPA(Grade Point Average)や授業外学修時間等の数値目標を設定し、その数値目標を各部署・部局においてブレイクダウンした事業計画書、その成果を検証する実績報告書を作成することにより、エビデンスに基づいた点検・評価と改善のサイクルを構築している。

総じて、大学の使命・目的及び教育目的には、大学の個性・特色である「人間力の育成」を反映しており、それを具体化するための指針として三つのポリシーを策定している。

「ICE モデル」を採用することにより、学生自身の学修成果を可視化しようとしている。内部質保証については、全学的なアセスメント・ポリシーを策定し、エビデンスに基づいた点検・評価と改善のサイクルを構築し運用している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究活動」「基準 B.地域貢献」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス対策への対応
2. SDGs へのアプローチ
3. ウクライナ留学生の受け入れ

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は寄附行為第 3 条に定めている。また、大学の目的は学則第 2 条第 1 項に、経済経営学部及び健康福祉学部の人材養成の目的は学則第 2 条第 2 項、第 3 項に具体的に

明文化している。

大学の使命・目的及び各学部の人材養成に関する目的に大学の個性・特色である「人間力の育成」を反映しており、それらを学則、学生便覧、ホームページ等に簡潔に文章化している。

建学の精神に基づき地域・社会に貢献し得る人材を養成するため、時代の変化に対応して学部の再編成やコース制の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定、見直しには、役員、教職員が関与・参画しており、建学の精神、教育理念、教育目的を象徴する大学行事である「孔子祭」に役員、教職員及び学生が参加し、創立者の理念等に対する理解を深めている。

建学の精神、大学の使命・教育目的については、入学式等の行事において理事長、学長が説明し、ホームページ等にも掲載して学内外に周知している。

中期計画は建学の精神、教育目的を踏まえたビジョンを記載し策定している。使命・目的及び教育目的に基づいた三つのポリシーを全学レベル、学部レベルで策定し、建学の精神、使命・目的及び人材養成に関する目的を踏まえ、2学部2学科を設置し、11の研究所・センターを有している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、全学レベル、学部レベルで策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページにより公表し、進学相談会、オープンキャンパス等において積極的に周知している。また、学校推薦型選抜、総合型選抜においても、書類審査、面接に加えて数的思考の要素を含む記述式総合問題を課すことで、アドミッション・ポリシーの理解度や適合性を確認している。

入学者受入れの体制は、学長を委員長とする入試委員会が企画・運営に当たり、入試広報課が事務を担当している。また、入学者受入れの有効性については高等教育開発センターから提供されるデータをもとに教務委員会、大学協議会において検証している。

入学者数には毎年変動があるが、在籍者数は適切な範囲に収まり、少人数教育が実施可能な環境となっている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援は、教務委員会、学生委員会、キャリア形成委員会、「障害者支援委員会」などを通じて、全学的に体制を整備している。合理的な配慮を要する学生に対しては、学生相談室において専門スタッフによる心理面、保健面からきめ細かくアプローチできる支援体制を構築している。修学状況が思わしくない学生に対しては、学生委員会を中心に教務委員会、国際委員会が連携して定期的に個別面談を実施している。また、経済経営学部では、上級生が下級生の指導に当たる SA(Student assistant)制度を導入している。

全専任教員がオフィスアワーの時間を設定し、ホームページや掲示板において公表し、学生に周知している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育の支援として、経済経営学部は1年次に「キャリアガイダンス」、2年次に「ビジネスガイダンス」、3年次に「キャリアデザイン」「インターンシップ」を設けてい

る。健康福祉学部は選択科目として、「キャリアガイダンス」「ビジネスガイダンス」「キャリアデザイン」及び「インターンシップ」を設けている。また、就職に関する事務組織としてキャリアセンターがあり、1年次から学年に応じたキャリア関連情報を発信し、3年次には個人の進路面談、就職についての心構え、面接指導、履歴書・エントリーシートの書き方などを指導している。コロナ禍の影響を踏まえて、SNS上にキャリア相談室を開設し、オンライン面接指導やオンラインでの就職・求人情報の提供も行っている。

インターンシップは、春学期に事前教育を行い、夏期休業期間に実施し、秋学期に事後教育と報告会を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導を担う事務組織として大学事務局内に学生部を置き、学生委員会、衛生委員会、「障害学生支援委員会」等が協働して学生生活の支援を行っている。保健管理センターには、スタッフとして非常勤の学校医、常勤の看護師が学生の健康を管理し、学生相談室では、専任のカウンセラーと精神保健福祉士の資格を有する兼任教員が大学生生活に関する多様な相談に応じている。

学生の課外活動について、適切な支援体制が確立され、奨学金についても日本学生支援機構の奨学金、国の修学支援制度に加え、大学独自の学業奨学金、部活動奨学金、地域貢献リーダー奨学金等を整備している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす校地、校舎、体育施設など適切に整備し、建屋の附属学部にかかわらず教室を有効活用している。また、エレベータ、多目的トイレを設置し、各校舎の廊下には点字ブロックがあり、エレベータ内操作盤も点字表示している。

多様な授業形態に対応できるように、講義室、演習室、実習室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング室等を設置し、固定式・可搬型スクリーン、プロジェクタ、書画カメ

ラなどの AV 機器を備え、学内各所に無線 LAN 環境を整備している。

図書館は学生の利便性に配慮した開館時間となっており、閲覧室には個人学修とグループ学修のための座席、ラーニング・コモンズ、学生用コンピュータが整備されている。

クラスサイズについては、少人数による効率的な授業が展開できるように適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

開講する全ての授業科目を対象に年 2 回授業改善アンケートを実施し、結果は科目ごとに集計し、全教員に E メール配信するとともに、学生にも掲示板を使って公開している。

学生生活・学修環境に関する満足度調査、卒業時アンケートを実施し、学生からの意見・要望を聴取し、その要望に基づき、多目的トイレやスロープの設置、身障者用駐車スペースの確保、相談・休養スペースの増設、談話コーナー・個人ロッカーの設置、無線 LAN の全館整備等の改善を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条にある人材養成の目的を踏まえた全学レベル及び学部レベルのディプロマ・ポリシーを策定し、大学案内、学生募集要項、学生便覧、ホームページ等で公開している。

経済経営学部、健康福祉学部とも履修規則において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定めている。これらの諸基準は、学生便覧中の「履修の手引き」にまとめて記載し、各学年次のオリエンテーションや学生部・教務部の窓口及びゼミ教員の指導によって周知徹底している。

履修規則や試験規則に沿った、厳正かつ適切な単位認定等を実施している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

全学レベル及び学部レベルのカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧とホームページを通して周知徹底を図っている。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合しており、一貫性が確保されている。また、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程が体系的に編成されている。

教育課程については、教養科目、共通基礎科目、専門科目に分類し体系的編成が分かるように履修系統図を学部ごとに作成・公開している。

全ての科目において、シラバスを適切に整備し、カリキュラム・ポリシーに基づいて教養科目群を設置し、単位制度の実質を保つために必修科目、選択必修科目などの履修登録単位数の上限を設定している。

LMS(Learning Management System)を用いたアクティブ・ラーニングなど、教授方法が工夫され、効果的に実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果をシラバスに明記している。一つの学期ごとの学修成果を、「Ideas (つかむ)」「Connections (つなぐ)」「Extensions (つかう)」の3

段階で評価する「ICE モデル」を採用することにより、学生が自らの学修成果を把握できるようにしている。また、ディプロマ・サプリメントを通じてこれまでの学修成果を可視化している。

授業改善アンケートとティーチングポートフォリオの採用により、学修成果の点検・評価結果をフィードバックするとともに、一つの学期より長い期間における学修成果については、ジェネリックスキル測定テストや学生の意識調査、卒業時アンケート等により把握し、教育内容・方法、学修指導などの改善に利用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための仕組み、補佐体制を規則に基づき整備している。学長は教育研究部門の意思決定の最高責任者として校務をつかさどり、学長の諮問に応じて組織及び運営について協議する「東日本国際大学協議会」を招集し、議長を務めている。

補佐体制として「学校法人昌平鬘副学長選考規程」に基づき、副学長を 2 人配置し、教学・地域連携担当と企画・国際・研究所・大学事務担当とに業務分掌している。

学部ごとに設置する教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を学長裁定により 5 項目定め、運用している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を「学校法人昌平鬘事務組織規程」に基づき配置し、教学マネジメントを実施する機関として教職協働の委員会を組織し、所管業務を遂行している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科構成に応じた教員を適切に配置しており、専任教員数及び教授数は、設置基準で定める各学科及び大学全体に必要な数を充足している。

教員の採用・昇任の選考方針については設置基準に準拠して定められた「東日本国際大学教員選考規程」に、教員の資格審査については「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」に基づいて行われている。

教員の評価を「東日本国際大学・いわき短期大学教員業務評価規程」に基づき行っており、評価結果は業績賞与に反映している。

FD については、FD 委員会規程を整備し、委員会が企画する FD・SD 研修会を開催しているほか、教授会の前の時間帯を活用した「マイクロ FD」を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質向上を目的として、「東日本国際大学・いわき短期大学 SD 委員会規程」に基づき、SD を実施している。「東日本国際大学・いわき短期大学 SD 委員会」において、職員が事務業務を遂行するに当たり、そのための知識、技術等の向上に資する施策の企画立案、推進、SD の見直しに関する事項を審議している。また、職員と教員が一体的に対応する教職協働の観点が必要であるとの認識のもとで FD・SD を合同で実施している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個室の研究室を整備し、必要な備品等も設置している。

教員の研究活動に関連する不正等を防止することを担保するため、研究倫理規則、公的研究費の使用・管理に関する規則、研究活動における不正行為への対応に関する規則、研究活動における不正行為への対応に関する運用細則等を制定し、運用している。

教員の研究に必要な経費等については、「東日本国際大学教員研究費規程」「東日本国際大学共同研究費取扱規程」に基づき配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、私立学校法等の関連法令に基づき、教育機関としての経営基盤を確立し、組織の管理と運営を適切に行っている。情報の公表はホームページ上で適切に行っている。

寄附行為に基づいて、最高意思決定機関としての理事会と諮問機関である評議員会を設置し、法人の目的達成に向けた管理運営体制を整えている。また、法人部門と教学部門の連携強化のために法人・大学協議会を設けて、年度ごとの計画に基づいた業務を着実に実行し、目標達成に向けて継続的な努力を行っている。

CO₂排出削減と節電対策に取り組んでおり、環境の保全に努めている。人権への配慮として各種ハラスメントの防止及び個人情報保護・尊重のための規則と体制を整備している。

〈参考意見〉

○避難訓練を実施していないので、対応が望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為、理事会会議規則及び理事会業務委任規則に基づき、理事会、理事の役割を明確に定め、運営を行っている。

理事会は最高意思決定機関として、大学の健全な運営に必要な重要事項や入学定員の確保、教育研究活動・地域貢献活動等の必要な取組みについて予算化を図るなど役割と責務

を果たしている。

法人の意思決定の円滑化を図るため、学内規則に基づき常任理事会を設置している。常任理事会は理事長、総長、常務理事及び常任理事で構成し、原則月1回開催している。

外部評価委員会を設け、教育・研究水準の向上と社会的使命・地域貢献活動に対する意見を聴取した上で活発な議論を展開しており、理事会の補佐体制として機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為に基づき、評議員会、評議員、監事の役割を明確に定め、運営を行っている。

ガバナンス・コードを策定し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。理事長のリーダーシップは、東日本大震災以降の復興や新型コロナウイルス感染症の対策等、さまざまな場面で発揮されている。

毎年度の予算計画と事業計画について評議員会に諮問し、その後理事会において決議を経て決定している。また、決算と事業の実績については、理事会で承認し、その後、評議員会において報告し意見を求めている。

監事は、監査計画に基づき業務監査及び会計監査を実施し、理事会、評議員会に出席し、意見を述べている。また、年2回、理事長、監事、公認会計士の三者による意見交換、相互チェックを行っている。

〈参考意見〉

○監査報告書の宛先について、理事会又は評議員会となっていないので対応することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、5か年の中期計画及びその裏付けとなる財務計画を策定し、これらを踏まえつつ、毎年度予算を編成し財務運営を行っている。法人全体の過去5年間の経常収支差額、

基本金組入前当年度収支差額はプラスで推移し、収支のバランスもとれており、財務状況は概ね安定している。

外部資金については、補助金や助成金、寄付金の獲得に努めており、補助金比率及び寄付金比率は、全国平均に比して高い実績を挙げている。

〈優れた点〉

○文部科学省大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学・高専機能強化支援事業」等、複数年にわたり外部機関の選定事業・補助金に採択・選定され、外部資金の獲得を積極的に行っていることは評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人昌平鬘経理規程」「学校法人昌平鬘経理規程施行細則」「学校法人昌平鬘固定資産及び物品管理規程」等の諸規則に基づき、適切に行われている。また、決算額と予算が著しくかい離することが想定される場合は、その要因を確認した上で補正予算を編成している。

会計監査は、私立学校法、私立学校振興助成法、「学校法人昌平鬘寄附行為」「学校法人昌平鬘監事監査規程」にのっとり、監事・公認会計士により適正かつ厳正に行われている。また、法人組織として内部監査室を設置し、組織、制度及び業務が経営方針及び諸規則に準拠し、効率的に運用されているかを検証し、評価及び助言することにより、不正、誤びゅうの未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3レベルにおいて学修成果を検証することを示したアセスメント・ポリシーを策定している。アセスメント・ポリシーを実質化させるための定期的検証の仕組みとして、教務委員会による科目レベルと教育課程レベルの接続を中心としたアセスメント、教授会による教育課程レベルを中心としたアセスメント、大学協議会による機関レベルを中心としたアセスメント、自己点検・評価委員会による中・長期的アセスメント、外部評価委員会によるアセスメントを行っている。

加えて、アセスメントを行うタイミングを明確にするために年間スケジュール、設問と主なポイントなどを記載したアセスメント・ポリシー及びアセスメントプランの補遺となる表を作成し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに基づき機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの三つのレベルを通じた活動において、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を教務委員会、各学部の教授会、大学協議会等の学内組織において共有し、ホームページにより社会へ公表している。

改善サイクルに必要な調査・データについては、関連部署等により入学時、在学時、卒業時において収集・分析し、全学的なデータ収集と分析を行う IR 機能は、高等教育研究開発センターが担っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の質保証については、平成 30(2018)年にアセスメント・ポリシーを制定し、このポリシーに基づいた活動を行っている。この活動により、カリキュラム上の課題が明らかになり、改善したことで、入学時点での学修準備状況の不足

があるとみられる学生が減少した等の成果を挙げている。

大学運営としての内部質保証は、法人の中期計画に教育の質保証に関連した GPA や授業外学修時間等の数値目標を設定し、その数値目標を各部署・部局においてブレイクダウンした事業計画書を策定し、その成果を検証する実績報告書を作成することにより、エビデンスに基づいた点検・評価と改善のサイクルを構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 研究活動

A-1. 研究所の活動を通じた研究・教育・地域貢献の統一的展開

A-1-① 研究所の活動を通じた研究・教育・地域貢献の統一的展開

【概評】

東洋思想研究所、福島復興創世研究所、エジプト考古学研究所、地域振興戦略研究所、健康社会戦略研究所、グローバル人財育成研究所の六つの研究所と次世代育成実践・研究センターを有し、それぞれが研究所規則に定めた設置の背景、事業目的に応じた活動を展開し、社会から要請されているさまざまなニーズに沿った事業を実施している。それぞれの研究所には、研究所担当の副学長を置いており、各研究所の活動について必要な調整を行い、人材育成などの地域の課題に迅速に対応している。

地域社会からは、東日本大震災後の復興創生に関する事業の展開と併せて、少子化対策、多文化共生事業、グローバル化対応などの要請があり、各研究所は、これまでの実績を踏まえて、これらの要請に対して柔軟かつ的確な対応を進めていく体制を整備・運営している。

基準 B. 地域貢献

B-1. 地域発展のハブとしての活動推進

B-1-① 地域連携研究センターによる地域研究の活性化

B-1-② ボランティアセンターによる教育の一環としての地域貢献活動

【概評】

地域連携研究センターは、大学の有する人的・物的資源を活用し、地域社会との連携推進の中核的役割を担い、地域の課題解決に取組み、地域創生に積極的に参画している。具体的な事業としては「福島浜通り復興創生キャンパスコンソーシアム」「いわき市物産品および観光商品の高度化と体制整備による風評被害克服・地域活性化のための調査・実証実験事業」等を実施している。

ボランティアセンターは、災害時に限らず平常時においても地域からの要請に応えられるよう体制を構築している。「ボランティアコーディネーター」及び「防災士」の資格を有する教職員もいる。

以上、二つのセンターを中核として、地域社会からの幅広いニーズに応える体制づくりを進め、高等教育機関としての役割を果たしている。

基準 C. 国際交流

C-1. 教育・研究を通じた地域の国際化推進

C-1-① 教育・研究を通じた地域の国際化推進

【概評】

海外の 20 の高等教育機関と連携協力協定を締結し、異文化交流、留学制度、交換留学制度、情報交流、語学研修、海外研修などの国際交流プログラムを実施している。

留学生が安心して勉学に励めるように、窓口となる国際部には外国人職員を配置し、留学生の学生生活でのさまざまな場面できめ細かいアドバイスをしている、また、国際交流会、お花見会、日本語弁論大会、地域市民フェスティバル、小中学校訪問などの地域主催のイベントに関する留学生への案内と参加のサポートなど、留学生とのさまざまな交流プログラムやイベントを企画・実施している。

日本人学生の海外留学に対しては、英国、台湾、アメリカへの語学・文化研修やエジプト発掘実習などの現場視察・研修を実施し、一定の経済的支援も行っている。

令和 5(2023)年度に文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に採択される等、国際交流活動をより一層推進しており、活発化している状況である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 新型コロナウイルス対策への対応

新型コロナウイルス感染症への対策では、令和2（2020）年4月に新型コロナウイルス感染症対策本部拡大幹事会を立ち上げた。理事長、総長、大学・短大学長をはじめ、附属中高校長、附属幼稚園園長、各部局長・責任者等がメンバーとなり、毎月1回拡大幹事会を開催し、令和5（2023）年2月まで39回開催された。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策では、その予防策の中核となる新型コロナワクチンの「大学拠点接種（職域接種）」について本学を会場に実施した。ワクチン接種については、コロナウイルスの感染防止に関する地域貢献としても位置付け、学生・生徒、法人教職員をはじめ、附属幼稚園保護者、福島高専学生・教職員、市内の専門学校生、地域住民にまで広がった。ワクチンの接種期間は、令和3（2021）年7月から始まり、令和5（2023）年1月まで計18回にわたり実施され、接種は延べ3,292人にも及んだ。この試みは、文部科学省から「大学拠点接種における地域貢献」として認定された。

2. SDGs へのアプローチ

本学では、平成27（2015）年9月に開催された「国連持続可能な開発のためのサミット」で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダSDGs(Sustainable Development Goals)」に対応する活動を実施してきている。令和3（2021）年12月に大阪大学で開催された、サステイナブルキャンパス推進協議会(CAS-Net JAPAN)の第9回年次大会において、東日本国際大学ライオンズクラブの「NPO と連携した福島浜通り地域のサステイナブルキャンパスづくり」が、「サステイナブルキャンパス賞2021」を受賞した。

また、「復興学」などの授業において、SDGsの17の目標について取り上げ、学生とともにその学習を進めるとともに、東京五輪・パラリンピックで使用された水素自動車(燃料電池車)をSDGs推進の観点から2台購入した。

さらに、本学のゴミ拾いサークルは、令和4（2022）年12月に三重大学地域イノベーションホールで開催された、一般社団法人サステイナブルキャンパス推進協議会の分科会において、「東日本国際大学ゴミ拾いサークルの実践」と題する発表を行った。

3. ウクライナ留学生の受け入れ

令和4（2022）年2月に始まったロシアのウクライナに対する軍事侵攻の影響で、ウクライナの大学生等が学業を継続できない方が数多く出てきていた。こういったウクライナの若い人たちを支援するため、本学では、留学生別科でウクライナの大学生等を受け入れることとした。主に、①留学生別科の授業料免除、②学生寮等の宿泊施設の提供、③国際部を中心とした日常生活面のサポート、④日本財団への支援費申請等の支援を実施している。令和4（2022）年度春学期に4人、同秋学期に7人の計11人のウクライナ人学生の入学を許可した。ウクライナ人留学生は、様々な地域活動に招待され、いわき市をはじめとする地域の方々からも多大の経済的な支援を頂いた。さらに、その活動については、テレビ、新聞等でも積極的に取り上げられた。